

「いわて特別支援教育推進プラン」
「岩手特別支援教育ボランティアバンク」運用要項

1 目的

特別支援学校で実施するボランティア養成講座の修了認証者を特別支援教育のサポーターとして活用することにより、学校と地域社会が一体となった支援体制構築の一助とする。

2 運用

(1) 特別支援教育ボランティアの養成

特別支援教育ボランティア養成講座実施要項にしたがって実施する。

(2) 岩手特別支援教育ボランティアバンク（以下「ボランティアバンク」という。）の運営

ア ボランティアバンクの運営は、特別支援教育エリアコーディネーターが行なう。

イ 「特別支援教育ボランティア養成講座」を受講し、修了認証を受けたもののうち、希望者をボランティアバンクに登録する。

養成講座実施校は、希望者に対し、「特別支援教育ボランティア活動の流れ」（別紙1）及び「ボランティアに協力いただくみなさまへ（別紙3）」を配布し周知するとともに、希望者から提出された登録申請書をボランティアバンクを通じて県教育委員会に提出する。

なお、登録者リストは県教育委員会が作成する。

ウ 県教育委員会は養成講座を実施した地域の市町村教育委員会を通じて公立の幼稚園及び保育所並びに小・中学校・義務教育学校へ、県立高等学校及び特別支援学校については直接登録者の基本情報（希望地域や学校、内容や日時等）を提供する。

この際、県教育委員会及び市町村教育委員会は「特別支援教育ボランティア活動の流れ」（別紙1）、「ボランティアの受入れについて」（別紙2）及び「ボランティアに協力いただくみなさまへ（別紙3）」も配付し周知する。

エ ボランティアの受入れを希望する学校は、ボランティアバンクに要請し、ボランティアバンクは要請に見合った登録者の連絡先等の情報提供を行う。

オ 受入れ希望校は、登録者への依頼と実施にあたっての調整を行う。

カ 調整した登録者は受入校で支援を行なうが、その内容は受入校の監督下における特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学校生活でのサポートとする

キ ボランティア受入校は、支援内容をボランティアバンクに報告する。

3 報告

特別支援教育エリアコーディネーターは、2月末までにボランティアバンクの運営実績と登録者名簿の修正を行い学校教育課に報告する。

4 ボランティア保険

活動にあたっては「ボランティア活動保険」に加入することを条件とし、加入手続、費用負担は本人が行う。